第八十四条の次に次の一条を加える。

（傷病手当金の額の算定）

**第八十四条の二**　被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。）の資格を喪失した日以後に法第百四条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、法第九十九条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「被保険者（任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十三条第三項の規定に基づき合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合が合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

3　法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十四条第五項の規定に基づき分割により設立された健康保険組合が分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継したときは、当該分割により消滅した健康保険組合又は当該分割後存続する健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

4　法第九十九条第二項の標準報酬月額は、法第二十六条第四項の規定に基づき協会が解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

5　法第九十九条第二項の標準報酬月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において被保険者が現に属する保険者が管掌する健康保険の任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

6　法第九十九条第二項の標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

7　傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第九十九条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

第八十七条第一項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改め、同項第五号及び第六号中「第百八条第一項ただし書」を「第百八条第二項ただし書」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第八十四条第七項の規定は、出産手当金の支給の申請について準用する。この場合において、同項第一号中「法第九十九条第二項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する法第九十九条第二項」と、「次条」とあるのは「第八十七条の二において準用する次条」と、「、第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、同項第二号中「次条」とあるのは「第八十七条の二において準用する次条」と読み替えるものとする。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（出産手当金の額の算定）

**第八十七条の二**　第八十四条の二第一項から第六項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項及び第五項中「法第九十九条第二項」及び「同項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する法第九十九条第二項」と、同条第二項から第四項までの規定中「法第九十九条第二項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する法第九十九条第二項（第八十七条の二において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「法第九十九条第二項」及び「同項」とあるのは「法第百二条第二項において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と読み替えるものとする。

第八十八条（見出しを含む。）中「第百八条第二項から第四項まで」を「第百八条第三項から第五項まで」に改める。

第八十九条の見出し中「第百八条第二項ただし書及び第四項ただし書」を「第百八条第三項ただし書及び第五項ただし書」に改め、同条第一項中「第百八条第二項ただし書」を「第百八条第三項ただし書」に改め、同条第二項中「第百八条第四項ただし書」を「第百八条第五項ただし書」に改める。

第九十八条第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条第九号の五中「（平成二十六年法律第五十号）」を削る。

第百三十四条第一項中「から第八十九条第一項まで」を「（第七項を除く。）、第八十五条から第八十七条まで（同条第三項を除く。）、第八十八条、第八十九条第一項」に改め、同項の表第八十七条第一項の項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

第百五十九条の六の次に次の三条を加える。

（法第二百五条の四第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

**第百五十九条の七**　法第二百五条の四第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第五十二条第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

二　法第百二十七条第一項に掲げる保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

（法第二百五条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める事務）

**第百五十九条の八**　法第二百五条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　法第四章の規定による保険給付及び法第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給

二　法第六章の規定による保健事業及び福祉事業の実施

三　法第百五十五条の規定による保険料の徴収

四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二条各号に掲げる事務

（法第二百五条の四第一項第三号の厚生労働省令で定める事務）

**第百五十九条の九**　法第二百五条の四第一項第三号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　法第四章の規定による保険給付及び法第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付の支給

二　法第百五十五条の規定による保険料の徴収

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第二条各号又は第三条各号に掲げる事務

第百六十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とする。

第百七十条中「及び」を「、第八十四条の二第一項及び第五項（これらの規定を第八十七条の二において準用する場合を含む。）並びに」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

**第二条**　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条」を「第七十九条の二」に、「第二百二十三条」を「第二百二十六条」に改める。